

地方独立行政法人山口県立病院機構の中期目標及び中期計画について

1 中期目標及び中期計画の概要

※法：地方独立行政法人法 条例：地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例

県		法人
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <b>中期目標</b> (法第25条)         </div> <p>○ 山口県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標 (4年間)</p> <p>①法人が中期計画を策定する際の指針</p> <p>②業務実績を評価する際の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>評価委員会の意見聴取</b></li> <li>・ 県議会の議決</li> <li>・ 知事が、法人に指示・公表</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <b>中期計画</b> (法第26条・第83条)         </div> <p>○ 県から指示された中期目標を達成するための具体的な計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県議会の議決</li> <li>・ 知事の認可</li> <li>・ 法人が公表</li> <li>・ <b>評価委員会の意見聴取</b> (条例第2条第1号)</li> </ul> <hr/> <p>(参考) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">年度計画</div> (法第27条)</p> <p>○ 毎事業年度策定する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人が、届出・公表</li> </ul>

[法定記載事項]

中期目標	中期計画
中期目標の期間	—
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
	短期借入金の限度額
	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	剰余金の使途
	料金に関する事項
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 (積立金の使途、その他法人の業務運営に関し必要な事項)

## 2 中期目標、中期計画策定スケジュール

年月	第3期中期目標策定	第3期中期計画認可
30年9月	第27回評価委員会(9/11) 素案審議	
10月	パブリックコメント	
11月	第28回評価委員会(11/5) 意見決定	
12月	12月議会議決→法人へ指示	
31年1月		第29回(中旬) 計画審議・意見決定
2月		【予備】第30回(上旬)
3月		2月県議会議決→認可

### 《中期目標に係る関係条文(抜すい)》

○地方独立行政法人法  
(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。